



『障害者向け実践能力習得訓練』 を実施していただける 受託事業所を募集しています。

～障がいのある方の雇用を考えているけれども、
雇用に不安をお持ちの事業所の方々に～

新潟県立テクノスクールでは、障がいのある求職者に対して、事業所現場で実践的な職業訓練を行う実践能力習得訓練の実施と修了後の雇用を検討していただける事業所を募集しています。

事業所の皆様には、訓練を通じて、採用を検討している障がいのある方の適性を把握していただき、雇用のために必要な職場環境を整えることが可能です。

障がいのある方には、訓練を受講することで、実際の事業所の雰囲気や業務内容を知っていただき、安心して長期就労を目指すきっかけとなります。

◇◇◇訓練の概要◇◇◇

- 訓練期間……最長3か月（標準 100 時間／月） ※随時実施
- 訓練定員……事業所1カ所につき、1名から
- 委託業務……① 障がいのある方への、訓練内容や習得目標の設定
② 事業所にて、就労に向けての実践的な訓練指導（作業実習）
③ 訓練日誌、出席証明書等、訓練状況の記録と提出書類の管理
④ 中間振り返り（訓練の評価）、最終見極め（雇用の検討）
⑤ その他、訓練の状況報告や情報共有
- 委託料……月額の上限 60,000 円（税込 66,000 円）／人
※中小企業は、月額の上限 90,000 円（税込 99,000 円）／人
- 注意事項……公共職業訓練のため、訓練期間中は雇用契約を結びません。
（訓練生として受け入れていただき、訓練修了後の雇用をご検討ください。）

新潟県内各地の事業所から、数多く受託エントリーをいただいております。
まずはお気軽に、テクノスクールまでご相談ください。

実践能力習得訓練コース
の受託エントリー申し込み

- まず、テクノスクールへお問い合わせください
※制度の説明やご相談等は、必要に応じてテクノスクール職員が伺います

エントリーシートの作成
(訓練カリキュラム)
テクノスクールへ提出

- ①事業所で就労が見込まれる業務内容の切り出し
②習得する就労職務および、達成目標の設定
③段階的な職務習得スケジュールの立案
エントリーシートは様式があり、入力も簡単です
※手書きでのFAX送付、またはメールでの提出も可

ハローワークで受講者募集
支援機関へ新コースを周知

- ハローワークで受講希望者を募集します
- 障がい者就業・生活支援センター、障がい者就労継続支援事業所など、各支援機関に新規コースを周知し、コース情報を共有します

三者面談
事業主・受講希望者、
テクノスクール職員

- 三者面談を行います
※受講希望者との面談により、受講者を決定します

職業訓練実施
(概ね3か月)

- 職業スキルの習得目標を達成して採用につながるよう、訓練指導に努めてください
- 訓練期間中は、労働基準法および労働安全衛生法の規定に準じた取扱いをしてください
- 訓練に関係のない作業への従事はできません
(訓練期間中、テクノスクール職員が巡回指導します)

職業訓練の評価
(事業主から受講者へ)

- 受講者の習得度合を評価します
- 訓練の受講者について、事業主から雇用を検討して頂きます



【問い合わせ先】

新潟県立三条テクノスクール(担当：訓練課)
新潟県三条市柳沢 353-2
TEL. 0256-38-3464 / FAX. 0256-38-8220